

X i 契約及びF OMA契約に関する取扱い

株式会社N T T ドコモ（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置（8日以内キャンセル）」に基づく取扱いを以下のとおり定め、X i サービス及びF OMAサービスにかかる契約に適用します。

第1条 （用語の定義）

1. 本書における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本書に定めのない用語の意味は、「X i サービス契約約款」又は「F OMAサービス契約約款」の定めるところによります。
 - (1) 「契約者」とは、X i 契約者、X i ユビキタス契約者、F OMA契約者又はF OMAユビキタス契約者であって個人名義のものをいいます。
 - (2) 「X i 契約等」とは、契約者が当社との間で締結するX i 契約（ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。）、X i ユビキタス契約、F OMA契約、F OMAユビキタス契約又はワンナンバー機能に係る付加機能契約をいいます。
 - (3) 「契約者住所等」とは、契約者の住所又は請求書等の送付先住所の何れかをいいます。
 - (4) 「レピーター」とは、当社が契約者に貸与する携帯電話サービスの電波環境を改善する機器をいいます。

第2条 （電波環境に関する取扱い）

1. 当社は、契約者住所等において電波が伝わりにくいことを理由とした本書に基づくX i 契約等の解除の申出について、契約者が当社との間でX i 契約等を初めて締結したときの契約書面を受領した日から起算して8日以内である場合に限り受け付けます。
2. 当社は、前項の申出を受けたときは、レピーターを契約者に貸与すること又はその他の方法により契約者住所等の電波環境を改善する措置を行うものとします。

ただし、当社が別に定めるところにより、これを実施しない場合があります。

3. 契約者は、レピーターを受領したとき、又はその他の方法により電波環境の改善措置が行われたときは、直ちに電波環境の改善結果を確認するものとします。
4. 契約者は、次の何れかに該当するときは、本書に基づく X i 契約等の解除を当社に申し出ることが出来ます。
 - (1)電波環境の改善にもかかわらずなお電波が伝わりにくいとき。
 - (2)当社が第2項ただし書きにより電波環境改善の措置を行わないとき。
5. 前項に定める申し出は、契約者が前項各号に該当するを知ったときから8日を経過したときは行うことができません。

第3条 (説明義務及び書面交付義務に関する取扱い)

1. 当社は、次の何れかに該当することを理由とした本書に基づく X i 契約等の解除の申出について、契約者が当社と契約者との間で X i 契約等を初めて締結したときの契約書面を受領した日から起算して8日以内に限り受け付けます。
 - (1)当社が電気通信事業法施行規則に定める書面交付義務に基づき適正な書面を交付していないとき。
 - (2) X i 契約等の締結にあたり、当社が定める書面（電気通信事業法施行規則に定める適合性の原則に基づくものとして当社が作成したものをいいます）を用いて提供条件の説明が行われていないとき。（契約者からの申出により説明を省略する場合等を除きます）
2. 当社は、次の何れかに該当することを理由とした本書に基づく X i 契約等の変更契約（料金プラン等の変更を変更前の状態に戻すことをいいます。以下同じとします）の申出について、契約者が料金プラン等を変更したときの契約書面を受領した日から起算して8日以内に限り受け付けます。
 - (1)当社が電気通信事業法施行規則に定める書面交付義務に基づき適正な書面を交付していないとき。
 - (2) X i 契約等の締結にあたり、当社が定める書面（電気通信事業法施行規則に定める適合性の原則に基づくものとして当社が作成したものをいいます）を用いて提供条件の説明が行われていないとき。（契約者からの申出により説明を省略する場合等を除きます）
3. 当社は、前2項の申出を受けたときは、速やかに契約者との間で行われた契約事務手続きの実態を確認するものとし、その結果を契約者に通知します。
4. 契約者は、当社から第1項各号又は第2号各号に該当する事実があった旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して8日以内に限り本書に基づく X i 契約等の解除又は契約変更の申出を行うことが出来ます。

第4条 (契約の解除に伴う X i サービス料金の計算方法等)

1. 当社は、本書に基づく X i 契約等の解除の申出があったときは、その申出があった日に X i 契約等を終了するものとします。
2. 当社は、契約解除にあたり X i 契約等に係る利用料金について次のとおり取り扱います。

契約事務手数料又はワンナンバー登録情報作成手数料	支払を要しません
基本使用料等	契約日数に応じて日割り計算します
通信料	契約約款に定めるところにより料金額を計算します ただし、当社が別に定める定額の通信料は契約日数に応じて日割り計算します
定期契約に係る解約金	支払を要しません
その他の料金	上記以外の料金その他の債務に関する取扱いは、当社又は関係する事業者等の契約約款等に定めるところによります

3. 当社は、本書に基づく X i 契約等の変更契約があったときは、その申出があった日に当該料金プラン等へ変更するものとし、その変更が行われるまでの間の料金プラン等に関する料金の取り扱いについては、契約約款の定めによります。
4. 当社は、本書に基づき料金返還が生じたときは、X i 契約等にかかる契約約款に基づき契約者が当社に支払うべき額に充当し、残額を返還します。

第5条 (携帯電話販売契約の解除)

1. 契約者は、本書に基づき X i 契約等を解除したときは、その X i 契約等の締結を行った携帯電話販売店において、その X i 契約締結等と同時に締結した携帯電話機の売買契約の解除及び当社との間で締結したその売買契約にかかる個別信用購入あっせん契約又は割賦販売契約を解除することができます。
2. 契約者は、前項に基づき売買契約の解除を行うときは、その携帯電話機及び付属品を持参して、本書に基づく X i 契約等の解除と同時に売買契約を締結した携帯電話販売店に申し出るものとします。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、その携帯電話機及び付属品が次の何れかに該当すると当社が認めたときは、その売買契約を解除することはできません。
(1) 携帯電話機、付属品が正しく動作しない状態であるとき。

- (2) 携帯電話機の水濡れシールに反応があるとき。
 - (3) 筐体が破損するなど外観に大きな傷があるとき。
 - (4) 部品・電池等が不足するなど、携帯電話機又は付属品として使用することができないとき。
4. 当社は、売買契約を解除したときは、その売買契約にかかる割引、購入補助又はdポイント等についても解除するものとします。
- ただし、下取り又はリサイクルなどのために契約者から受領した携帯電話機及び付属品又はその他の原状に復することが困難なものの場合はこの限りではありません。

第6条 (その他)

- 1. 当社は、契約者に貸与するレピーターによる電波環境の改善を約束するものではありません。
- 2. 当社は、本書に定める確認措置の取り扱いを廃止、変更する場合があります。
- 3. 契約者と当社との間で、本書に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

平成 28 年 5 月 21 日 制定

平成 29 年 12 月 1 日 最終改定